



学生サポーターとして登録していただくみなさんへ

【1】事業の概要

(1)事業のねらい

学生サポーター事業は、教職を志す大学生に、希望する交野市内の小中学校（小学校9校、中学校4校）にて、学習支援活動を行っていただく事業です。

教職を志す大学生にとって、教育実習とは違った発見もあり有意義な経験になると考えます。

(2)活動例

- 各教科・特別の教科 道徳・外国語活動・総合的な学習の時間の補助（個別指導・授業補助等）
- パソコン・タブレット端末指導補助、図書館教育指導補助等
- 学級活動・学年活動・行事（体育的・文化的行事等）の補助
- 朝の学習活動や休み時間、放課後の活動（学習相談等）

(3)諸謝金・保険等

原則として無償

※交通費相当額の謝金（1回 500 円）を支給します。また、謝金の有無にかかわらず、サポーターを被保険者とする傷害・賠償保険へ加入します。

【2】活動にあたっての留意事項

活動にあたり、以下の点を遵守してください。

- ①憲法と教育基本法を尊重し擁護する立場であること。
- ②校長や担当者の指示に従い、学校の規律を守ること。
- ③政治教育その他政治的活動や、宗教教育その他宗教的活動を行わないこと。
- ④学校教育活動にふさわしくない行為を行わないこと。
- ⑤活動従事中に知り得た情報等を漏らしてはならないこと。

【3】活動までの手続き

(1)希望する学校に電話連絡する。

- 学校側の学生サポーター担当者に電話連絡をしてください。
- 条件が折り合えば、面談の約束をしてください。
- 同時に複数校との連絡・面談は行わないでください。

(2)面談のため学校を訪問する。

- 学校の提示している条件についての確認や、自分の要望について、話し合ってください。
 - ・参加できる時間や条件などを、明確に伝えてください。
 - ・活動の内容については、担当者と打ち合わせを行ってください。
- 学校との話し合いの結果、双方が合意したら、「確認書・事業実施計画書」に必要事項を記入し、契約成立となります。契約成立後は、本書を実施校に提出してください。

(3)学校からの書類提出を受けて、交野市教育委員会が保険加入手続きを行います。その後、活動を開始してください。